

# 公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務

## 公募型プロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、業務効率化や経費削減を図るため、公共料金（電気料、電話料等）の支払において、本県に代わり、クレジットカードを用いた方法により決済を実施する事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 応募に係る事項

#### （1）参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 福島県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## (2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、出納総務課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、出納総務課窓口または郵送等での配布は行わない。

## 3 業務の概要

### (1) 業務名

公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務

### (2) 業務内容

別紙「公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務仕様書（案）」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（ただし、年度ごとに更新することを前提とする）

## 4 プロポーザルに係る提出書類

### (1) 質問の受付

#### ア 提出書類

公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式第1号）

#### イ 提出期限

令和7年11月27日（木）17時必着

#### ウ 提出方法

郵送、持参又は電子メールによること。

※電子メールの場合は電話で受領確認すること。

#### エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和7年12月1日（月）までに出納総務課のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

### (2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

#### ア 提出書類

（ア）プロポーザル参加申込書（様式第2号）

（イ）会社概要（様式第3号）

#### イ 提出期限

令和7年12月5日（金）17時必着

#### ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）。

なお、郵送の際には、封筒に「公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務」と記載すること。

### (3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類 企画提案書（記載内容等については5のとおり）
- イ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）
- ウ 提出期限 令和7年12月15日（月）17時必着
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又はレターパックに限る）。

なお、郵送の際には、封筒に「公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務」と記載すること。

### (4) 提出先

「10 問合せ先及び提出先」のとおり。

## 5 企画提案書の記載内容等

以下について、別紙様式「企画提案書」により提案すること。

なお、企画提案書への記載に加えて、各項目の詳細について任意の別紙による提出も可能とするが、日本産業規格A4版で両面10枚以内（総頁数：20頁以内）とする。

- (1) 仕様書に記載している業務内容が、円滑にかつ着実に遂行できるような具体的な提案を行うこと。
- (2) その他業務の効率化に繋がる自社ならではの取組等があれば提案すること。
- (3) 県の総合計画や復興計画等の施策や地域の活性化に寄与する取組を行っている場合は記載すること。
- (4) 本事業を行うための業務実施体制について、その担当内容や役割が分かるように提案すること。

## 6 企画提案等の提出に際しての留意事項

### (1) 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (2) 辞退

「プロポーザル参加申込書（様式第2号）」を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### (3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。また、提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めないもの

とする。

## 7 企画提案書の評価基準等

### (1) 選定方式

県が設置する「公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」において審査、選定を行う。

方法は書面審査とし、企画提案内容について次表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	評価基準	評価点	ウェイト	得点
サービスの内容				
カード利便性	名義や階層の設定、発行可能数、支払スケジュール等の仕様書記載事項について利便性があるか。	1・2・3・4・5	×5	25
カード発行手続	契約からカード発行までのスケジュールや追加の発行の手續、そのサポート内容が具体的に提案されているか。	1・2・3・4・5	×4	20
利用明細	記載内容、提供形式等に柔軟性があるか。Web 上で効率的な閲覧が可能となっているか。	1・2・3・4・5	×2	10
不正利用への補償	不正利用への監視体制や発生時のサポート体制、補償申請等が明確に示されているか。	1・2・3・4・5	×1	5
障害発生時の対応	障害発生時における対応策やサポート体制が整っているか。	1・2・3・4・5	×1	5
加盟店手数料	カード加盟店が負担する手数料は、低廉な水準に設定されているか。	1・2・3・4・5	×1	5
その他				
業務実績	他の自治体における具体的な実績やノウハウを有しているか。	1・2・3・4・5	×1	5
独自提案	業務の効率化に繋がる独自のサービス・取組について提案があるか。	1・2・3・4・5	×4	20
地域貢献	県の総合計画や復興計画等の施策や地域の活性化に寄与する取組を行っているか。	1・2・3・4・5	×1	5
合計				100

### (2) 業務受託予定者

ア 審査委員会において審査委員ごとに企画提案の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務受託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が60点以上となった場合に、当該事業者を業務受託予定者とする。

### (3) 審査結果の通知及び公表

#### ア 審査の結果通知

審査の結果については、参加者全員に対して書面で通知する。

また、審査結果を出納総務課のホームページに掲載し、業務受託予定者を公表する。

#### イ 審査結果の開示請求

審査にて選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を、審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務受託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

## 8 契約に関する事項

### (1) 仕様書の協議

業務受託予定者と県が協議して、契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

### (2) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかつた場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

### (3) その他

この手続に参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、審査結果において評価が次点であった者と契約の協議をする。

## 9 主なスケジュール

項目	日程
募集要領の公表・公募開始	令和7年11月21日（金）
質問書の提出期限	令和7年11月27日（木）17時必着
質問事項に対する回答	令和7年12月1日（月）
参加申込書等の提出期限	令和7年12月5日（金）17時必着
企画提案書等の提出期限	令和7年12月15日（月）17時必着
選定結果の通知	令和7年12月23日（火）予定
契約締結	令和7年12月23日（火）以降

## 10 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎2階）

福島県出納局出納総務課

電話：024-521-7554 E-mail：[suitou\\_soumu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp)

担当者：副主査 丹伊田（にいた）